

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

公益社団法人大分県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という）が、事業用トラックの交通事故防止を図るため、会員事業所（以下「事業所」という）が安全装置（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼気吹込み式アルコールインターロック）を導入した場合に、その導入費用の負担を軽減し、普及促進を図ることを目的とする。

## (対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、大分県内で登録した営業用貨物自動車に新たに装置を装着した会員事業所とする。

## (助成額)

第3条 助成金額は、安全装置に要した経費を助成する。助成額は1台につき、1万円を上限とする。（ただし安全性優良事業所(G マーク取得事業所)については、1台につき、2万円を上限とする。）なお、(公社)全日本トラック協会等からの助成金が支給される場合は、その合計額が装置の取得価格（消費税を除く）を超えない範囲で実施する。また、1事業所の装着数の限度枠は、前年度3月末現在会員名簿の車両台数（被牽引車を除く）の30%以内（小数点切り上げ）とする。

なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

## (申請手続き)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降に実施したものを、原則として月ごとに、その期間中に装着した分をとりまとめて、翌月の末日までに、協会の申請様式に納品書（写し）、請求書（写し）、領収書（写し）、車検証（写し）、リースの際はリース契約書（写し）、リース計算書、車検証（写し）を添付し協会長宛に申請することとする。

2 申請は、受付期間中においても当該年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

## (実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

## (雑則)

第6条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(付則)

- 1 本要綱は平成18年7月1日より施行する。
- 2 平成19年4月25日一部改正
- 3 平成21年2月16日一部改正
- 4 平成23年4月1日一部改正
- 5 平成24年4月1日一部改正
- 6 平成25年4月1日一部改正
- 7 平成26年4月1日一部改正
- 8 平成27年4月1日一部改正
- 9 平成29年4月1日一部改正
- 10 令和 3年4月1日一部改正
- 11 令和 4年4月1日一部改正
- 12 令和 5年11月1日一部改正